

岩手県告示第691号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 二戸郡一戸町平糠字高間木7の10から7の14まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため